

# 豊橋創造大学紀要編集投稿規程

制定  
平成28年 9月 7日

(趣旨)

第1条 この規程は、豊橋創造大学紀要（以下「紀要」という。）の投稿、編集及び出版に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 紀要は、次の各号に掲げる者が研究成果（以下「論文等」という。）を公表することを目的とする。

- (1) 本学の教員
- (2) 本学の大学院学生
- (3) その他豊橋創造大学紀要編集委員会（以下「委員会」という。）が適当と認めた者

(著作権)

第3条 紀要に掲載された論文等の著作権は、本大学に帰属する。ただし、著者が掲載論文を利用する限りにおいては大学の許可を必要としないものとする。

2 紀要を広く社会に公開するために、電子化し公開する。

(筆頭著者)

第4条 紀要に投稿できる論文等は、単著または投稿者が筆頭著者である共著とする。

(論文等の原著性)

第5条 紀要に投稿できる論文等は、未発表のものとする。

(論文等の種類)

第6条 紀要に投稿できる論文等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 原著論文
- (2) 研究ノート
- (3) 資料
- (4) 翻訳
- (5) その他

(書式等)

第7条 原稿の書式等は、豊橋創造大学紀要編集投稿要綱の定めるところによるものとする。

(投稿及び掲載等)

第8条 紀要に投稿する論文等の原稿（以下「論文原稿」という。）は、委員会に提出するものとする。

2 紀要に投稿する者は、指定された期日までに投稿申込書（第1号様式）を委員会に提出しなければならない。

3 論文原稿の締め切りは、期日を厳守することとし、締め切り後は受理しない。なお、一旦受理した論文原稿は校正まで返却しない。

4 論文原稿の査読については、豊橋創造大学紀要レフェリー要綱の定めるところによるものとする。

5 委員会が必要と認めた場合は、論文原稿の体裁、内容等について、加除補筆を求めることができるものとする。

6 論文原稿は、委員会において掲載の可否を決定する。

7 本学の大学院学生が論文投稿する場合は、あらかじめ指導教員等の許可を得るものとする。

(校正)

第9条 論文原稿の校正は、執筆者が行い、2回をもって校了とする。なお、内容の変更は認めないものとする。

(刊行の回数)

第10条 原則として、年1回とする。

(刊行の経費)

第11条 刊行の経費は、本委員会予算とする。ただし、次に掲げる場合については執筆者負担とする。

- (1) 別刷が20部を超える場合、それを超える部数については、著者の実費負担とする。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、紀要への投稿、編集及び出版に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成28年 9月 7日から施行する。